

蒲郡市の日影規制等に関する一覧表

(愛知県建築基準条例第11条)

(平成30年10月19日改定版より)

用途地域	容積率	建ぺい率	制限される日影時間		高さ制限	制限を受ける建築物 (日影を測る平均地盤面)
			敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間		
第一種低層住居専用地域	5/10以下	3/10以下	3時間	2時間	10m	軒の高さ>7m 又は3階以上 (GL+1.5m)
	10/10以下	6/10以下	4時間	2.5時間		
第一種中高層住居専用地域	15/10以下	6/10以下	3時間	2時間	-	建物高さ>10m (GL+4.0m)
	20/10以下		4時間	2.5時間		
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	4時間	2.5時間	-	建物高さ>10m (GL+4.0m)
第二種住居地域	20/10以下	6/10以下	4時間	2.5時間	-	建物高さ>10m (GL+4.0m)
近隣商業地域	20/10以下	8/10以下	5時間	3時間	-	建物高さ>10m (GL+4.0m)
商業地域	20/10以下	8/10以下	-	-	-	-
	40/10以下					
準工業地域	20/10以下	6/10以下	5時間	3時間	-	建物高さ>10m (GL+4.0m)
工業地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	-
工業専用地域	20/10以下	6/10以下	-	-	-	-
用途地域指定のない区域	20/10以下	6/10以下	4時間	2.5時間	-	建物高さ>10m (GL+4.0m)
	40/10以下	7/10以下	-	-		

※ 蒲郡市は、愛知県建築基準条例の規定を適用しています。